



幹本申5号

「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日の労働に関する協定」等に関する申し入れ団体交渉を行う！②

## 第6項 2019年4月1日改正の労働基準法施行後の課題を明らかにすること。

- ・月間100時間、2～6箇月平均80時間の超過は発生していない。(33条適用、公休日労働の時間を含む)
- ・年休については、一人5日以上取得しており、会社が時季指定した実績は無い。
- ・統括本部体制となり、意思決定の迅速化が図られ、テレビ会議システムやテレワーク等の働き方改革も実行してきた。引き続き労働時間の削減に取り組む。
- ・総労働時間の適正な把握と管理をした上で、総労働時間そのものを縮減していく認識は一致できる。

**総労働時間の削減を目指すことは認識一致！**

## 第7項 過半数代表者選出にあたっては、公正かつ納得感のある選挙手続きを行うこと。

- ・不適切な手続きの無いように、選出を行っていく。

**厳正な手続きについて徹底していく必要性の認識一致！**

- (組合) 管理者が投票所内でタブレットを使うなど、何か撮影され得ているのではないかと感じる事象があった。疑念の無いように行動するべきだ。
- (会社) 投票所内でタブレットを扱ったことが即不正とはならないと考えるが、疑念を抱かれないようにすることは重要である。
- (組合) 有権者数や選挙方法など、問合せには応じるべきだ。
- (会社) 掲示の他にも、個別の問合せには応じていく。
- (組合) 管理者は、私的な時間であっても、役職と立場がある。特定の候補者を推すことは不適切ではないか。
- (会社) 管理者が特定の候補者への投票を強制したかなどを見ていく必要があると考えている。

## 第8項 問題が発生した場合は、早期解決に向け真摯に労使議論を行うことを前提とし、2020年5月1日以降の協定有効期間については、2020年5月1日から2021年4月30日までの一年間とすること。

- ・労使間の取扱いに関する協約に則り、必要な議論は適宜行う。

**本日、交渉経過に基づき、議事録確認を締結！  
36協定は5月1日からの1年間で締結しました！  
※36協定の締結職場は、盛岡新幹線運輸区です**

**実態に基づく検証運動を職場からつくり出していこう！**